



第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展、中でも単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、こどもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、育児休業取得の関係等、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、国は、平成24年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定し、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充等を推進していくため、市町村ごとに5年を1期とする幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画を策定することとしました。

また、平成30年には、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加に対応し、放課後のこどもの居場所を更に確保していくため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和元年10月からは「幼児教育の無償化」が始まるなど、子ども・子育てに関する法制度を次々に整備しています。これに加えて、配慮を要する貧困家庭や外国にルーツをもつこどもへの支援体制についても明確化することとしました。

さらに、令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行するとともに、「こども家庭庁」が発足するなど、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくことを目指しています。

今後も、全ての家庭が安心して子育てをできるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、こどもの育ちと子育てを、行政を始め地域社会全体で支援していくことを求めています。

現在、本市においても、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、こどもや子育てをめぐる環境は大きく変化し、教育・保育に関わるニーズも高まり続けています。

こうした社会情勢を踏まえ、このたび、新たに「第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、本市の切れ目のない子ども・子育て支援の充実を進めていくとともに、こどもの最善の利益が実現され、こどもが健やかに成長できるまちづくりを目指します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

(2) 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第60条で示す基本指針に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として位置づけています。

また、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」として策定します。

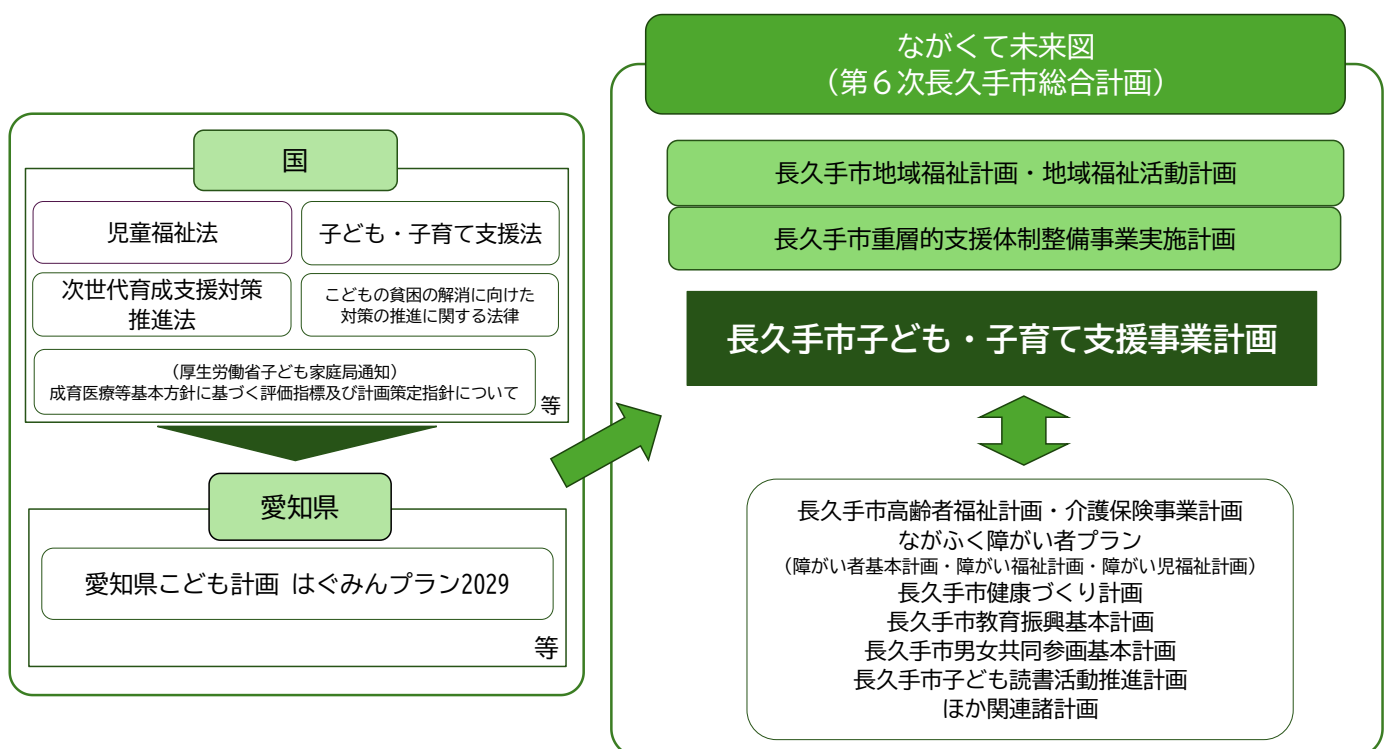
さらに、国の「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について（2023年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局通知）」に基づく「母子保健計画」として位置づけるほか、国の「こども未来戦略」における放課後児童対策の一層の強化を図るために制定された「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

(3) 関連諸計画との関係

本計画は、「ながくて未来図（第6次長久手市総合計画）」を最上位計画、「長久手市地域福祉計画・長久手市地域福祉活動計画」を上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。

また、本市の関連計画との整合性を図るものとします。

【図表1—1 計画関係図】



3. 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は5年ごとに見直しを行うこととなっているため、計画期間は令和7年度から令和11年度までとします（図表1－2）。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

【図表1－2 計画期間】

計画/年度		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
総合計画		ながくて未来図（第6次総合計画）										
地域福祉計画 地域福祉活動 計画		第2次地域福祉計画・ 地域福祉活動計画					第3次地域福祉計画・ 地域福祉活動計画					
重層的支援 体制整備事業 実施計画							重層的支援体制整備事 業実施計画					
子ども・ 子育て支援 事業計画			第2期 子ども・子育て支援事業計画					第3期 子ども・子育て支援事業計画				
高齢者福祉 計画・介護 保険事業計画				第9次高齢者 福祉計画			第9期高齢者 福祉・介護 保険事業計画					
				第8期介護保険 事業計画								
ながく 障がい者 プラン	障がい者 基本計画	第3次障がい者 基本計画		第4次障がい者基本計画								
	障がい 福祉計画			第6期障がい 福祉計画			第7期障がい 福祉計画					
	障がい児 福祉計画			第2期障がい児 福祉計画			第3期障がい児 福祉計画					
健康づくり 計画		第2次健康づくり計画					第3次健康づくり計画					

4. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、こどもや子育てをめぐる状況を踏まえた上で、多様な意見を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとしています。このため、本計画は、以下の体制と方法により策定を行いました。

(1) 計画策定の体制

本計画の策定は、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、条例に基づく機関であり、学識経験者、子どもの保護者、福祉等に関する団体又は機関の代表者、公募市民等から構成される「長久手市子ども・子育て会議」により行いました。

(2) 計画策定の方法

① 前期計画の分析・評価

これまでの計画の成果と問題点を分析し、その成果を今後に引き継いでいくとともに、新たな課題に対応していくことが必要であることから、前期計画の進捗状況等を検証し、その評価を行いました。

② 子育て中の保護者の現状・意向の把握

子育て中の保護者の意見やニーズを反映した計画とするため、就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として、令和5年度に「子育てに関するアンケート調査」を行いました。

調査の概要は第2章に記載しています。

③ 「長久手市子ども・子育て会議」による審議

条例に基づく機関であり、学識経験者、子どもの保護者、福祉等に関する団体又は機関の代表者、公募市民等から構成される「長久手市子ども・子育て会議」において、計画案についての意見交換などを行い、審議しました。

④ パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要です。そのため、パブリックコメントの実施を通じて、計画への反映に努めました。

5. こどもをめぐる国の動向

(1) 「こども家庭庁」の設立と「こども基本法」の施行

令和5年4月1日に、国はこどもに関する行政の担当を一本化し、社会全体でこどもを育てることを目的として、「こども家庭庁」を内閣府の外局として設立するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」を施行しました。

「こども基本法」では、「こども」及び「こども施策」の定義を示しています。

<「こども基本法」の目的>

こども基本法 第1条より

- ◆この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

<「こども」の定義と「こども施策」について>

こども基本法 第2条より

- ◆この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
- ◆この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
 - 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
 - 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
 - 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(2)「こども大綱」の策定と「こどもまんなか社会」

「こども基本法」では、こども施策を総合的に推進するために、国に「こども大綱」を定めるよう義務付けており、令和5年12月に、国は既存の「少子化対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困に関する大綱」を一体化して「こども大綱」を閣議決定しました。

「こども大綱」では、6つの基本方針のもとでこども施策を推進し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

<「こどもまんなか社会」について>

こども大綱より

◆こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

⇒「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

<こども施策に関する基本的な方針・・・6本の柱>

こども大綱より

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する